

エネワン低圧プラン<九州電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>6 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引をする場合は、力率割引をしたものといたします。また、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された<u>燃料費調整額を加えたもの</u>といたします。</p>	<p>6 料金</p> <p>料金は、基本料金、電力量料金および供給約款別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引をする場合は、力率割引をしたものといたします。また、電力量料金は、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、燃料費調整単価が供給約款別表2（燃料費調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、供給約款別表2（燃料費調整）(1)ニによって算定された<u>燃料費調整額を加えたもの</u>し、<u>離島ユニバーサルサービス調整単価が供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ(イ)によって算定される場合は、供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたもの</u>とし、<u>離島ユニバーサルサービス調整単価が供給約款別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ロ(ロ)または(ハ)によって算定される場合は、別表3（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたもの</u>といたします。</p>

<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給契約条件は、<u>令和元年 10 月 1 日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和 2 年 4 月 1 日</u>から実施いたします。</p>
---	--